

若樹会 会則

(名称及び所在地)

第1条 本会は、若樹会(以下、本会という。)と称し、事務所を石橋小学校(大阪府池田市井口堂 3-3-30)に置く。

(創立年月日)

第2条 本会の設立年月日は、昭和16年11月24日とする。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、あわせて石橋小学校の向上発展のために寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)親睦会の開催
- (2)その他目的達成のための諸事業

(会員資格)

第5条 本会の会員資格は、石橋小学校を卒業した子どもを持つ保護者および現職 PTA 役員、ならびに石橋小学校歴代および現職の教職員とし、第3条の目的に賛同する者で入会金(第9条)を納めた者。

2 退会は次の方法による。

(1)本人による退会届の提出があったとき

3 会員が次のいずれかに該当するに至った時は、役員会の決議により当該会員を除名することができる

(1)法令、会則又は総会若しくは役員会が定める規則に違反したとき

(2)本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(役員)

第6条 本会に次の役員を置き、任期は2年とし、再任をさまたげない。

会長 1名 (会を代表し、会務を統括する。)

副会長 2名 (会長を補佐し、事故ある時は代行する。)

会計 2名 (現職PTA会計)

幹事 若干名

監査 2名 (現職PTA会計監査委員)

(事務)

第7条 本会の事務については、現職運営委員があたり、教頭が補佐する。

(総会)

第8条 総会は年1回以上開き、次の事項を審議する。その議事は過半数の同意をもって決定する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業報告および収支決算の承認
- (3) 本会の運営に関する事

(会費)

第9条 入会時に入会金として、金2,000円を徴収する。

(経費)

第10条 本会の経費は、本会を維持し、目的達成のため、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は4月1日より翌3月31日までとする。

(改正又は廃止)

第12条 この会則は、総会出席者の3分の2以上の賛成があれば改正又は廃止することができる。

附則

1. 特別の場合は役員会で決める。
2. この会則は、平成元年6月4日から施行する。
3. この会則は、平成14年5月1日に一部改正する。
4. この会則は、平成15年5月31日に一部改正する。
5. この会則は、令和2年7月1日に一部改正する。
6. この会則は、令和7年6月15日に一部改正する。